

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の者への特定扶養控除要件の見直しが行われたことを踏まえ、被扶養者としての届出について下記のとおりとします。

記

1. 認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定者（被保険者の配偶者を除く）が19歳以上23歳未満である場合は150万円未満とします。

2. 適用日 令和7年10月1日から

3. 留意事項

①年齢条件（19歳以上23歳未満）は、所得税法上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定します。



②学生であることの要件は問わず、年齢によって判断します。

③（被保険者の配偶者を除く）とある配偶者とは、内縁の妻や届出はしていないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含みます。

④19歳以上23歳未満の認定対象者が別居している場合、認定対象者の年間収入が150万円未満で、かつ、被保険者からの仕送り額より少ない場合には被扶養者に該当しますが、仕送り額より年間収入が多い場合は認定できません。

⑤令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合の19歳以上23歳未満の認定対象者の年間収入は130万円未満となります。

⑥今般の取扱いを受けて、19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入が150万円を一時的に超えた場合でも、130万円の壁に基づく事業主証明により認定は継続できます。

なお、事業主証明は人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明書であり、同一の者について連続2回までとなっています。また、あくまでも一時的な事情として認定を行うことから、基本給（時間給）が上がった場合や恒常的な手当が支給された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、一時的な収入変動と認められません。

事業主証明が3回連続で提出されたとき、3回目の事業主証明は無効となります。

事業主証明が隔年で提出されたときは有効となります。

（例）R5年、R7年、R9年からR10年（2回連続）は有効

以 上